

三田市農業共済条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第2条 省略            第2章 共済事業            第1節 通則            (共済事業の種類並びに共済目的及び共済事故)            第3条 省略            2 前項第2号の廃用の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合における廃用とする。            (1) 省略            (2) 不慮の災やくによつて救うことのできない状態に陥つたとき(家畜が家畜伝染病予防法第16条第1項第1号の患畜若しくは同項第2号の疑似患畜となつたことを獣医師、当該家畜の所有者若しくは運送業者が発見したとき又は同法第17条の2第1項の規定により農林水産大臣が家畜を指定家畜として指定したときを除く。)            (3)～(7) 省略            3～5 省略            以下省略</p>	<p>第1条～第2条 省略            第2章 共済事業            第1節 通則            (共済事業の種類並びに共済目的及び共済事故)            第3条 省略            2 前項第2号の廃用の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合における廃用とする。            (1) 省略            (2) 不慮の災やくによつて救うことのできない状態に陥つたとき(家畜伝染病予防法第58条第2項の規定による特別手当金又は同法第60条の2第1項の規定による補償金の交付の原因となると殺又は殺処分が行われることが判明したときを除く。)            (3)～(7) 省略            3～5 省略            以下省略</p>